

## ○沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科博士前期課程学位審査に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、沖縄県立看護大学大学院（以下「本学」という。）学位規程第7条、第8条の規定に基づき、沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科（以下「本研究科」という。）における修士学位の審査に関し必要な事項を定める。

(研究計画及び研究結果検討会)

第2条 研究計画及び結果検討会（以下「検討会」という。）は、修士の学位に係わる研究を行おうとする者に、円滑な学位取得と、学位論文の水準の確保を目的として指導・助言を行う。

2 検討会は前期課程の研究指導教員、及び当該論文に関わる研究指導補助教員で構成する。

(研究計画及び研究結果の検討)

第3条 修士の学位に係わる研究を行おうとする者は、研究指導教員の承認を得て、研究計画書（様式第1号）を検討会に提出しなければならない。また、研究を行い結果をまとめようとする者は、検討会で結果を報告しなければならない。但し、高度実践看護師（専門看護師、ナースプラクティショナー）教育課程の学生は除く。

2 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

(論文または課題研究、実践課題研究提出の資格)

第4条 修士論文または課題研究もしくは実践課題研究（以下「修士論文または課題研究」という。）提出の資格を有する者は、本研究科の学生で博士前期課程に1年以上在学し、原則として、第一稿提出迄に本学学則第36条に規定する特別研究Ⅰ又は課題研究を除く全ての単位を修得した者とする。

(論文または課題研究)

第5条 修士論文または課題研究は、提出者単独の著作を原則とする。ただし、修士論文または課題研究、が共著の場合については、提出者が筆頭者となったもので、共同研究者の同意が得られたものに限り、修士論文または課題研究とすることができる。

(論文または課題研究の提出)

第6条 修士論文または課題研究の審査を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 修士論文または課題研究もしくは実践課題研究 | 審査申請書（様式第2号の1または2もしくは3） 1部 |
| (2) 修士論文または課題研究もしくは実践課題研究 | 4部                         |
| (3) 修士論文または課題研究もしくは実践課題研究 | 要旨（様式第3号の1または2もしくは3） 4部    |
| (4) 必要時、同意書（様式第4号）        | 1部                         |

2 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

3 いったん受理した修士論文または課題研究は、返付しない。

4 審査のため必要があるときは、当該論文または課題研究の関係資料等の提出を求められることがある。

(論文の様式・体裁)

第7条 修士論文の体裁は次のとおりとする。

(1) 修士論文は、A4判、縦長、横書きの1段組とし、用紙の片面に記入するものとする。文字は、MS明朝体、10.5ポイントとする。

(2) 修士論文の体裁は、様式第5号のとおりとする。本文の余白は、上下2.5cm、左右3cmとする。

(3) 文献の記載は、『沖縄県立看護大学紀要』に準ずる。

(4) 修士論文要旨は、様式第3号の1に1000字程度に要約の上、記入するものとする。

(5) 審査に合格した修士論文は、所定の表紙を用いて製本後、1部を学務課へ提出し、附属図書館で保管するものとする。

第8条 課題研究または実践課題研究（以下、本条項において「課題研究等」という。）の体裁は次のとおりとする。

(1) 課題研究等は、A4判、縦長、横書きの1段組とし、用紙の片面に記入するものとする。文字は、MS明朝体、10.5ポイントとする。

(2) 課題研究等の体裁は、様式第6号のとおりとする。本文の余白は、上下2.5cm、左右3cmとする。

(3) 文献の記載は、『沖縄県立看護大学紀要』に準ずる。

(4) 課題研究等要旨は、様式第3号の2または3に1000字程度に要約の上、記入するものとする。

(5) 審査に合格した課題研究等は、所定の表紙を用いて製本後、1部を学務課へ提出し、附属図書館で保管するものとする。

（論文または課題研究発表会）

第9条 提出された修士論文または課題研究は、当該年度の修士論文・課題研究発表会において報告するものとする。

2 修士論文・課題研究発表会の開催日程等については、掲示または書面をもって通知する。

（審査委員会）

第10条 第6条の規定に基づき提出された修士論文または課題研究の審査、総合科目試験、及び最終試験は、本大学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の委嘱を受けた審査委員会においてこれを行う。

2 審査委員会は、当該学生ごとに主査1名、副査2名以上4名以内、計3名以上5名以内の委員で組織する。

3 審査委員会の主査は、当該修士論文または課題研究に関わる研究指導教員とし、副査は研究指導補助教員並びに他領域の研究指導教員を1名以上含むものとする。

4 本研究科委員会は、論文の審査にあたって必要があるときは、学内外の教授等を審査委員会の委員として加えることができる。

（総合科目試験）

第11条 総合科目試験は、本研究科委員会の委嘱を受けた総合科目試験委員会においてこれを行う。総合科目試験委員会には、研究科長の指名により委員長を置く。総合科目試験は、当該学生に対して専攻領域を中心として、これに関連ある科目について、筆答及び口頭により行う。

2 総合科目試験は、学則第36条ただし書きに該当する課題研究および実践課題研究を選択した学生についてのみ行う。

3 総合科目試験の期日、方法、場所は、総合科目試験委員会が決定する。

4 総合科目試験委員会は試験終了後、審査報告書を研究科長に提出するものとする。

（最終試験）

第12条 審査委員会は、修士論文または課題研究の審査を終了した後、修士論文または課題研究を中心として、これに関連ある科目について、口頭または筆答による最終試験を行う。

2 最終試験の期日、方法、場所は、審査委員会が決定する。

(審査委員会の報告)

第 13 条 審査委員会は、本研究科委員会から委嘱を受けた後に、修士論文または課題研究の審査、総合科目試験、及び最終試験を行い、審査報告書(様式第 7 号)を研究科長に提出するものとする。

2 審査報告書には、審査結果を記入し、審査委員が署名捺印するものとする。

3 審査報告書には、次の各号に掲げる種類を添付するものとする。

(1) 修士論文または課題研究の内容の要旨(様式第 3 号の 1 または 2 もしくは 3)

(2) 修士論文の審査結果等の要旨(様式第 8 号の 1)

(3) 課題研究の審査結果等の要旨(様式第 8 号の 2 または 3)

4 前項第 2 号、3 号の結果の要旨には、試験の方法と結論の要旨を記載するものとする。

(研究科委員会の審議)

第 14 条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、修士(看護学)の学位授与の可否について審議するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会開催日の 7 日以前に、次の各号に掲げる書類を研究科委員会の構成員に配布するものとする。

(1) 修士論文または課題研究の内容の要旨

(2) 修士論文または課題研究の審査の要旨

(3) 総合科目試験の結果の要旨

(4) 最終試験の結果の要旨

3 第 1 項の審議を行うには、研究科委員会構成員の 2 分の 1 以上の出席を必要とする。

4 学位授与できるものと決議するには、挙手により出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(修士論文または課題研究の発表)

第 15 条 修士論文または課題研究として提出された論文は当該年度の発表会で発表するものとする。発表会に関する日時等、詳細は掲示または書面をもって通知する。

(修士論文または課題研究の印刷公表)

第 16 条 修士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に修士論文または課題研究を印刷公表することが望ましい。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表した時はこの限りではない。

(適宜の処置)

第 17 条 修士論文または課題研究の審査、総合科目試験、及び最終試験に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 20 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 11 条第 2 項の規定による改正後の様式第 8 号の 2 は、すでに総合科目試験に合格した者については適用せず、なお従前の例による。